



*cutting through complexity*

「IASBは、他のIFRS基準書のコンセプトとの一貫性を目指しつつ、業界の懸念に応える最終基準書に向け、大きく前進している」

—KPMG International Standards Group, KPMGグローバルIFRS  
保険リーダー  
Joachim Kölschbach



## グローバルな保険会計へ向けて

この保険ニュースレターでは、2015年5月に行われたIASBの保険契約プロジェクトの教育セッションにおける議論を取り上げています。IASBは有配当契約のために一般的なモデルがどのように修正される必要があるのかについて、未だ議論中であり、意思決定は行われていません。

### ハイライト

#### 変動手数料アプローチの適用

- IASBは、保険契約の測定における相互扶助の影響を考慮する時期及び考慮方法について議論した。
- IASBは、簡素化した遡及アプローチを適用する企業に対する移行規定の修正について議論した。

#### 契約上のサービス・マージンの事後測定

- IASBは、すべての保険契約に関して、当初認識後の契約上のサービス・マージンを測定するために、現在の金利を使用するべきであるか否かについて議論した。

#### 間接連動の有配当契約

- IASBスタッフは、当期純利益に認識される利息費用は、実効利回りアプローチのうちの平準利回り法を適用して決定されると提案した。

#### 有配当契約に係る利息費用の表示

- IASBは、有配当契約の発行者に会計方針の選択を認めるか否かについて議論した。

# 変動手数料アプローチ及び有配当契約に係るその他の論点

## これまでの経緯

IASBは2007年5月、ディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」を公表し、保険プロジェクトの現在のフェーズの作業を開始した。さらに、最近になって、IASBは、2013年6月に公開草案「保険契約」(ED/2013/7。以下、「公開草案」という)を発行し、保険契約の改訂案を再公開してコメントを求めた。

## その他の基準書との関係

IASBはその検討過程において、保険契約の会計が他の既存または将来の基準と整合しているかについても検討しており、その中には新しい収益認識に係る基準書(IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」<sup>1</sup>)が含まれている。公開草案に含まれるガイダンスの多くは、IASBとFASBの収益認識に関する共同基準書に沿うように立案されている。

IASBは、IFRS第9号「金融商品」が保険者の投資の大部分をカバーすることから、新しい金融商品会計基準(IFRS第9号)においてなされた多くの決定についても考慮しており、その中には当該基準と保険契約会計基準がどのように関係するか、ということも含まれていた。

## 内容

変動手数料アプローチの適用	3
契約上のサービス・マージンの事後測定	8
間接連動の有配当契約	10
利息費用の表示に関する会計方針の選択	13
IFRS第9号と保険契約プロジェクトの相互関係	15
別表:IASBの再審議の要約	16
マイルストーンと今後のスケジュール	20

## 2015年3月のIASB会議

IASBは、3月の教育セッションにおいて、有配当契約に対応するためには、どのような状況において保険契約の会計処理の一般的なモデルを修正する必要があるかについて検討を続けた。

特段の決定はなされず、IASBスタッフは、教育セッションで行われたすべての議論については、将来の会議において有配当契約に関する提案を行う際に、全体として考慮する予定であることを伝えた。

IASBは、2015年3月に紹介された変動手数料アプローチの適用可能性について、以下を検討した。

- 相互扶助という概念の導入、相互扶助が履行キャッシュフロー及び契約上のサービス・マージンの測定に与える影響、並びに相互扶助から生じる影響を考慮するための要件
- 企業が変動手数料アプローチを採用する場合において、無配当契約に係る保険契約収益の表示案及び移行規定案の有配当契約への適用可能性

間接連動の有配当契約に関する議論の一部として、IASBは、すべての保険契約について当初認識後の契約上のサービス・マージンの測定に現在の金利を使用するために、以前の決定を修正するか否かについて検討した。IASBはまた、企業の裁量が契約上のサービス・マージンの測定に与える影響及び当期純利益またはその他の包括利益(以下、OCI)に表示する利息費用の決定に関する2014年9月からの議論(すなわち、実効利回りアプローチ)を再検討した。

1 IFRS最終基準書の詳細 IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(2014年9月)を参照。2015年2月、IASBは収益認識の新基準の一部改正について審議を開始した。IFRSニュースレター 収益認識を参照。

2 IFRS最終基準書の初見分析 IFRS第9号「金融商品」(2014年9月)を参照。

# 変動手数料アプローチの適用

IASBは、保険契約の測定において、相互扶助の影響を考慮する時期及び考慮方法について議論した。

## 相互扶助

### 論点

変動手数料アプローチは、2015年3月のIASB会議で初めて紹介された（「[IFRS – Insurance Newsletter – Issue 44 グローバルな保険会計へ向けて](#)」を参照）。その際、IASBは、有配当契約（すなわち、直接連動の有配当契約）の中には、裏付資産の企業持分は裏付資産から得られる経済的リターンの企業持分を示すのではなく、むしろ、サービスに対する変動手数料とみなされるものがあると指摘した。

IASBは、変動手数料アプローチは以下の状況に限り適していることを示した。

- 契約上、保険契約者は明確に特定された裏付資産プールに参加することが明記されている。
- 企業は、裏付資産の変動によって、契約から生じるキャッシュフローの重要な部分が変動することを見込んでいる。
- 企業は、保険契約者が裏付資産からのリターンの重要な割合に見合う金額を受け取ると見込んでいる。

保険契約者は、保険者との保険契約条項により、以下が求められる場合にリスクを相互扶助している。

- 同一の特定の裏付資産プールから生じるリターンを、他の保険契約者と共有する。
- 裏付資産のリターンの保険契約者の持分が、そのプールを共有する他の保険契約者に対する保証に基づく支払いを含む必要な支払いの結果として減額される。
- 保証がインザマネーであるならば、当該保証は他の保険契約者に支払われる裏付資産の持分を減少させる。

IASBスタッフは相互扶助をいつ識別し、どのようにその効果をキャッシュフローの測定に反映するかについて検討した。

### IASBスタッフの提案

IASBスタッフによると、以下が契約条項において特定される場合に相互扶助は発生する。

- 保険契約者への配当原資となる裏付資産からのリターン。
- 保険契約者へ最終的に支払われるリターンが、他の保険契約者に対する保証によって、減額される可能性がある旨。

IASBスタッフは、相互扶助は以下の状況では発生しないという見解を示した。

- リスクの分散効果がある場合。なぜなら、これは保険者の行動であり、保険契約者の認識に関わらず発生し、保険金には影響しないからである。対して、相互扶助の条項は保険契約者に認識され、ある保険契約者の保険金もしくは給付金が直接的に他の保険契約者の保険金もしくは給付金により影響を受ける。
- 保険契約者に支払われる裏付資産からのリターンの金額に裁量権がある場合。これは、裁量権のある契約のもとでは、企業が保険契約者と共有する金額の決定要素が複数ある（すなわち、相互扶助のもとで他の保険契約者に対して支払いが要求される保証が、保険契約者に支払われる金額に影響を与える唯一の要素ではない）ためである。

IASBスタッフは、相互扶助を考慮する場合、以下のように考えている。

- 契約グループが不利になった場合（例：それらの契約の保証がインザマネーの場合）、他の契約者が裏付資産の持分を減額することによって当該損失を負担するならば、当期純利益に当該損失を認識しない。

- 当該損失を吸収できる契約者がいない場合など、裏付資産が全体として当該損失を負担するには十分でない場合のみ、不利な契約に係る損失が当期純利益に認識される。

複雑性が増すという理由から、IASBスタッフは、契約開始時において不利な契約に対し上記アプローチの例外を適用すべきではなく、他の関係者が提案していたように、直ちに損失として認識すべきだと考えている。

IASBスタッフは、保険契約者に対する保証の性質について追加的な開示の要否を検討する予定である。

### IASBの議論

IASBメンバーの1人は、相互扶助の適用要件を満たすために、契約者が条項を認識している必要があるという立場に反対した。これは、契約書にはこうした記載があるかもしれないものの、多くの契約者は有配当契約の仕組みを理解していないためである。

他方で、なぜ相互扶助が変動手数料アプローチを使って測定される契約に限定されるべきなのかについて、質問するIASBメンバーもいた。このIASBメンバーの見解によれば、企業が裏付資産の変動により契約から生じるキャッシュフローの重要な部分が変動することを見込んでいることも、契約者が裏付資産からのリターンの重要な割合の金額を受け取ると見込んでいることのどちらも、相互扶助について要求されない。

IASBスタッフは、将来のアジェンダ・ペーパーを作成する際に、上記2つの指摘のどちらも考慮することに同意した。

他のIASBメンバーは、裁量はどのように定義付けられるのか、及び相互扶助の定義へどのような影響をもたらすのかについて質問した。この質問は、企業による裁量権の行使が、相互扶助に対する同様の経済効果をもたらす場合があることから生じたものである。IASBスタッフは、相互扶助の適用要件を満たす契約に裁量権が存在する可能性があるが、裁量権そのものは、相互扶助の構成要素とはならないと明示した。

加えて、IASBメンバーの1人は、追加開示に必要となる情報は容易に入手可能であると考えていた。一方で、この情報の投資家に対する有用性について、疑問を呈するIASBメンバーもいた。

### IASBの議論

教育セッションでは、意思決定は行われていない。

IASBは、変動手数料アプローチを適用する場合の保険契約収益の表示方法について議論した。

## 収益

### 論点

変動手数料アプローチを適用する場合の保険契約収益の表示方法として、以下のアプローチが考えられる。

- 残存カバーに係る保険契約負債を区分表示
- 投資要素を除外
- 新契約費を調整
- 履行キャッシュフローと契約上のサービス・マージンを参照して保険契約収益を決定

IASBスタッフは、直接連動の有配当契約に対してこのアプローチの適用を分析した。

### IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、現段階では提案はせず、分析のみ行った。有配当契約に対する残存カバーに係る保険契約負債の区分表示及び新契約費の調整は、無配当契約と同様であると考えている。

区分される投資要素は、直接連動の有配当契約の場合に重要な金額になる可能性があるが、通常企業が明確に区分可能であるため、有配当契約の投資要素を除外することは、複雑ではないかもしれない。

IASBスタッフは、直接連動の有配当契約の特徴を有している契約に対する収益が、以下の合計として表示される可能性があることにも言及した。

- 当期のカバーに関連する予想保険金及び費用の最新の見積り
- 当期において当期純利益に認識される契約上のサービス・マージンの金額
- 当期において当期純利益に認識されるリスク調整の金額

いくつかのケースにおいて、保険リスクが直接連動の有配当契約にとって、それほど重要でない場合には、当期の収益は、主として契約上のサービス・マージンの解放、リスク調整、新契約費の配分及び保険契約の測定において含まれる他の費用によって決まる。

### IASBの議論

教育セッションでは意思決定は行われていない。

IASBは、簡素化された  
遡及アプローチを使用  
する場合における、契  
約上のサービス・マージンの決定に対する修  
正について議論した。

## 移行時の契約上のサービス・マージンの測定

### 論点

2014年10月のIASB会議において、IASBは無配当契約に係る移行規定を修正することに合意した。内容は、以下のとおりである。

- IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」において定義されている実務上不可能である場合を除き、新しい保険契約に関する基準書を遡及適用する。
- 完全な遡及適用が実務上不可能である場合、簡素化された遡及アプローチを適用する。
- 完全な遡及適用及び簡素化された遡及アプローチがともに実務上不可能である場合、公正価値アプローチを適用する。

無配当契約及び変動手数料アプローチを適用する契約について、契約上のサービス・マージンは将来のサービスに関連する見積りの変動により調整され、サービスの提供に従って当期純利益に配分される。しかしながら、変動手数料アプローチを適用する契約については、サービスに対する変動手数料の見積りの変動によって当初認識後に契約上のサービスマージンが調整される。

IASBスタッフは、表示される最も早い期間の期首において契約上のサービス・マージンの累計額を決定するために、過去情報が必要になると指摘している。IASBのスタッフは、必要な情報を推定するためには過去情報を使用する必要があるため、変動手数料アプローチを適用する企業及び過去の各報告日において、裏付資産の公正価値を記録していなかった企業においては、完全な遡及適用及び簡素化された遡及アプローチの適用は、実務上不可能であると考えている。

### IASBスタッフの提案

IASBスタッフはこの問題に対処するべく、2つのアプローチを提案した。

#### 選択肢1：変動手数料アプローチのために、追加の簡素化規定を設けない。

変動手数料アプローチを適用する企業は、通常、表示される最も早い期間の期首において契約上のサービス・マージンを決めるために公正価値移行アプローチを適用する。しかし、この方法は表示される最も早い期間の期首の前後に締結した契約間の比較可能性を損ねることになる。

#### 選択肢2：変動手数料アプローチのために、簡素化した遡及適用アプローチに追加の簡素化規定を設ける。

当初認識日において契約上のサービス・マージンを計算するために、企業は以下を合算する。

- 当初認識日から表示される最も早い期間の期首までの貨幣の時間価値を反映させるための調整をした、見積り変動手数料。変動手数料の見積りは、契約を提供するコスト(純額)の(リスク調整後の)見積り現在価値について調整された裏付資産からのリターンの企業持分に係る公正価値から成る。
- 表示される最も早い期間の期首以前に発生した変動手数料に関連するキャッシュフローの支払い。例えば、これらの支払いは、履行キャッシュフローに含まれる費用に関連するすべての支払キャッシュフロー並びに企業及び保険契約者に対して裏付資産から分配される金額を含む。

IASBスタッフは、この方法により、無配当契約に対する他の簡素化規定と同様に、遡及適用アプローチの合理的な近似値を提供することになると考えている。

### IASBの議論

教育セッションでは意思決定は行われていない。

IASBは、簡素化された  
遡及アプローチを使用  
する場合における、  
OCI累計額の決定に  
対する修正について議論  
した。

## その他の包括利益(OCI)累計額の決定

### 論点

当期簿価利回りアプローチを適用する場合、表示される最も早い期間の期首において認識されるOCI累計額を見積るために、過去情報が必要となる。IASBスタッフは、企業は過去情報を基に遡及期間において当期純利益に認識された利息費用の価値を見積らなければならず、そのためには通常、遡及的な判断が必要なため、実務上不可能だろうと考えている。

### IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、新しい保険契約に関する基準書への移行日において、OCI累計額を企業が概算することができるよう、以下の簡素化を提案した。

- 企業は、保険契約に係るOCI累計額と裏付資産に係るOCI累計額とに差異がないと推定する。
- 企業は、保険契約に係るOCI累計額を以下のように決定する。
  - 裏付資産が当期純利益を通じて公正価値で測定される(FVTPL)場合、裏付資産または保険契約に係るOCI累計額はゼロとなる。
  - 裏付資産がOCIを通じて公正価値で測定される(FVOCI)場合、保険契約に係るOCI累計額は裏付資産に対し認識されているOCI累計額と同額で、損益が逆になる。
  - 裏付資産が償却原価で測定される場合、保険契約に係るOCI累計額は償却原価と公正価値の差額となる。

### IASBの議論

教育セッションでは意思決定は行われていない。

### KPMGの所見

当期簿価利回りアプローチを適用する場合、保険契約の当初認識時と表示される最も早い期間の期首に当期純利益に認識される受取利息または支払利息の累計額の算定が必要となる。しかしながら、この金額は遡及的に算定することが困難であるため、IASBは裏付資産の測定に依存するアプローチを提案している。これは、IFRS第9号に基づく裏付資産と、今後公表予定の保険契約に関する基準書に基づく保険契約負債の間に生じる会計上のミスマッチを最小化したいというIASBの要求を反映している。

# 契約上のサービス・マージンの事後測定

IASBは、すべての保険契約について契約上のサービス・マージンの事後測定に現在の金利を使用すべきか否かについて議論した。

## 現在の金利かロックインされた金利か

### 論点

この議論は、間接連動の有配当契約におけるIASBの議論(P10参照)で紹介されているが、間接連動の有配当契約だけでなく、すべての契約に関連して一般的に議論された。

当初認識時においては、契約上のサービス・マージンは、一般的な保険契約の測定モデルでも、変動手数料アプローチでも差は生じない。

しかしながら、契約上のサービスマージンは、当初認識後、以下のような差が生じる。

	一般モデル	変動手数料アプローチ
契約上のサービス・マージンの調整に使用される金利	当初認識時の金利	見積変更時の金利
契約上のサービス・マージンに係る利息費用の測定に使用される金利	当初認識時の金利	現在の金利
上記の結果、契約上のサービス・マージンの残高が反映する金利	当初認識時の金利	金利の変動

一部には、過去の決定を修正して、すべての契約について、下記に関して現在の金利を使用するべきであると主張する人もいる。

- 契約上のサービス・マージンの調整の決定
- 契約上のサービス・マージンに係る利息費用

### IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、下記に記載する現在の金利を使用することによる利点と欠点を検討し、IASBメンバーにコメントを求めた。

利点	欠点
<ul style="list-style-type: none"><li>● 保険契約のすべての要素に現在の金利を使用し、すべての契約に同じ金利を使用するため、一貫性が増す。</li><li>● 企業が各保険契約群に関して当初認識時の割引率を記録する必要がない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 保険引受と投資成果に分解された情報の意義が損なわれる可能性がある。</li><li>● 企業が会計方針として保険契約負債の変動の一部をOCIに表示する選択をすることで、複雑性が増大する。</li><li>● 過年度からの割引率変動を反映させるために、契約上のサービス・マージンを再測定する場合のみ一貫性があるが、キャッシュフローは経済的に意味を持たなくなってしまう。</li></ul>

## IASBの議論

IASBのメンバーには、無配当契約を含むすべての保険契約に対して現在の金利の使用を強く支持した者もいた。このIASBメンバーは、すべての契約に現在の金利を使用することは、保険引受及び投資成果に分解された情報の意義が損なわれる可能性があるという主張に同意しなかった。このIASBメンバーは、現在の金利は財務諸表利用者に、より関連性の高い情報を提供し、また履行キャッシュフローの再測定に現在の金利を使用し、契約上のサービス・マージンの調整にロックインされた金利を使用することで生じる複雑な説明を減らす可能性があると主張した。

他のメンバーは、当初認識時の金利も現在の金利もどちらも概念的に賛否両論があることを認めている。

## IASBの議論

教育セッションでは意思決定は行われていない。

### KPMGの所見

契約上のサービス・マージンの事後測定に現在の金利の使用を認めるというIASBの決定は、どれも、割引率の変更による影響をOCIではなく、むしろ当期純利益に表示することを会計方針として選択しようと考えている財務諸表作成者には快く受け入れられるだろう。

なぜなら、これにより、これらの財務諸表作成者は、もはや過去の割引率を追跡管理するためのシステム変更が要求されないからである。

# 間接連動の有配当契約

IASBは、企業の裁量権の行使から生じるキャッシュフローの変動の認識方法について検討した。

## 契約上のサービス・マージンの事後測定

### 論点

間接連動の有配当契約は資産のリターンによって変動するキャッシュフローを有しているが、裏付資産のリターンから変動手数料を控除した金額を保険契約者に支払う義務は負っていない。したがって、直接連動の有配当契約のために開発された変動手数料アプローチではなく、無配当契約に適用される一般的な測定アプローチを間接連動の有配当契約に適用することになる。

一般的な測定アプローチのもとでは、契約が資産に依存するキャッシュフローを含む場合、当初の履行キャッシュフローの見積りは、資産のリターンへの依存度を反映した割引率で割り引いた、企業の将来キャッシュフローの見積りを使用して測定される。

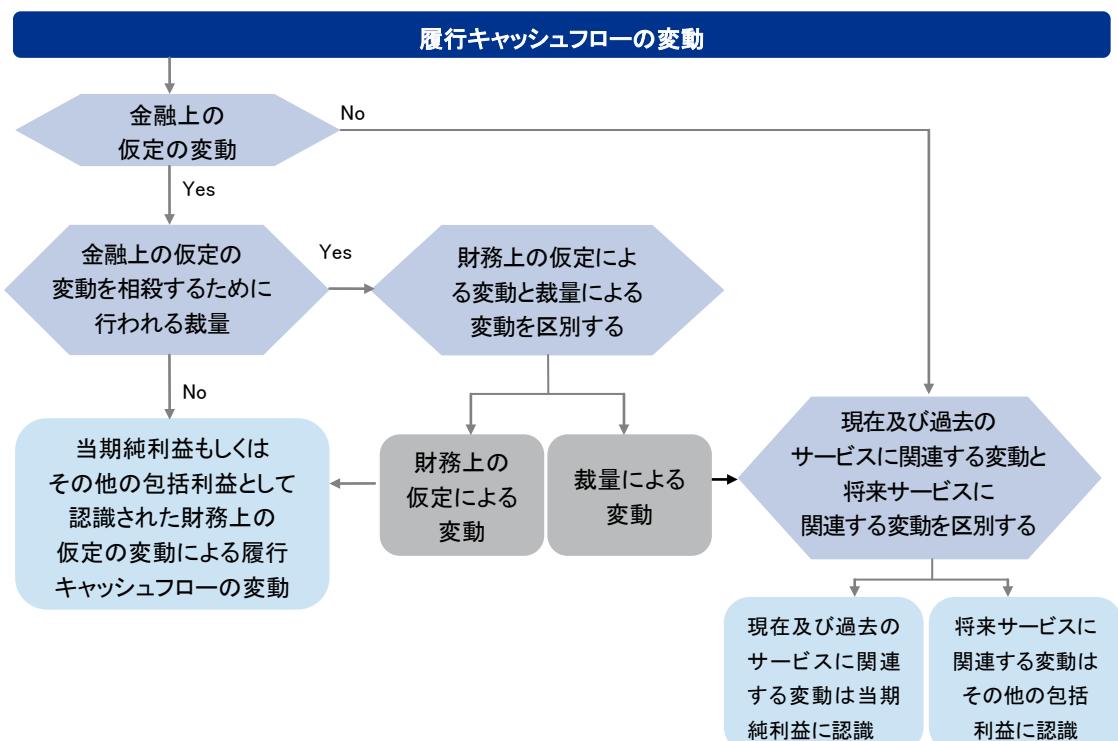
資産の利得または損失の変動に応じて変更された見積りキャッシュ・アウトフロー及び対応する割引率の変動（すなわち、金融上の仮定から生じる変動）は、当期純利益またはOCIに認識される。

ただし、参加割合の変更（すなわち、企業の裁量権の行使による変動）は、サービス対価の見積りに関連し、結果として、企業はサービス対価の見積りの変更を以下のいずれかとして認識することになる。

- 将来サービスに対する対価の修正は、契約上のサービス・マージンの修正として認識する。
- 現在及び過去の期間のサービスに対する対価の修正は、直ちに当期純利益に認識する。

### IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、保険契約会計の一般的なモデルを間接連動の有配当契約に対して適用するメカニズムを以下のように説明した。



## IASBの議論

数人のIASBメンバーは、企業の裁量の概念について議論し、IASBスタッフがそれをより明確に定義付けることを提案した。要点を説明するため、企業は裏付資産からの収益のうち1%を維持するという1つのシナリオが説明された。このシナリオでは、裏付資産からの収入が5%(企業が保険契約者へ4%還元するケース)を10%(企業が保険契約者へ9%還元するケース)に変更した。IASBメンバーは、IASBスタッフに対し、これが企業の裁量から生じるキャッシュフローの変動に当たるのか否かについて質問した。

## IASBの決定

教育セッションでは意思決定は行われていない。

**IASBスタッフは、当期純利益に計上する利息費用は、実効利回りアプローチのうちの平準利回り法を適用することによって測定されると提案した。**

## 包括利益に計上する利息費用の測定

### 論点

公開草案は、ある保険契約のキャッシュフローが予想投資収益の変動によって変動するのであれば、当期純利益で認識される利息費用は以下のように計算すべきであると提案した。また、割引率は以下のキャッシュフローに適用される。

- 予想投資収益の変動によって変動しないキャッシュフローは、当初の認識額で固定(ロックイン)される。
- 予想投資収益の変動によって変動するキャッシュフローは、保険契約者への支払額を変更する結果となる投資収益の見積りが変更される都度、見直し(リセット)される。

公開草案への回答者の多くは、その提案に同意せず、以下を指摘した。

- 異なる一連のキャッシュフローに対して、異なる割引率を適用することは困難である。
- 異なる一連のキャッシュフローに対して、異なる時点で更新される異なる割引率を適用するための費用は、それを行うことによる便益をもっても正当化されない。

IASBは、以前にこれらの意見に対して以下のように回答していた。

IASB会議	審議及び決定
2014年7月	<p>複雑で恣意的になるため、1つの契約の中で異なる特性を持つキャッシュフローへ分ける必要が生じるOCIアプローチを避ける決定をした。</p> <p>詳細は「<a href="#">IFRS – Insurance Newsletter – Issue 42 グローバルな保険会計へ向けて</a>」を参照。</p>
2014年9月	<p>以下のいくつかの実効利回りアプローチについて検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 平準利回り法</li><li>● 予想予定利回り法</li><li>● 修正実効利回り法</li></ul> <p>詳細は「<a href="#">IFRS – Insurance Newsletter – Issue 43 グローバルな保険会計へ向けて</a>」を参照。</p>

IASB会議	審議及び決定
2015年3月	<p>当期純利益に報告された裏付資産の投資収益の金額と同額を保険契約負債に係る当期純利益に計上する利息費用とする当期簿価利回りアプローチを検討した。</p> <p>詳細は「<a href="#">IFRS – Insurance Newsletter – Issue 44 グローバルな保険会計へ向けて</a>」を参照。</p>

2015年3月の会議では、IASBスタッフは、当期簿価利回りアプローチは、経済的なミスマッチの可能性がない場合にのみ適用することを提案した。すなわち、以下の場合にのみ適用する。

- 企業は、裏付資産の価値に等しい金額から変動額のサービス手数料を控除した金額を、保険契約者に支払う義務を負い、かつ、
- 裏付資産を保有している。

結果として、契約が当期簿価利回りアプローチに適合しない場合の利息費用の測定方法について疑問が残っている。

### IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、間接連動の有配当契約について、実効利回りアプローチのうちの平準利回り法を、当期純利益またはOCIに計上する利息費用の測定に利用することを提案した。これにより、当期純利益に計上する利息費用は、OCIを通じて認識された金額を契約期間にわたって、ちょうど振り戻す単一の割引率を使って決定される。

IASBスタッフは、IASBは、以下の原因により生じる会計上のミスマッチを減少させる目的で実効利回りアプローチを修正すべきではないとの見解を示した。

- 資産からの投資収益(その結果として、保険契約者に支払われる金額)の認識パターンと保険契約からの投資費用の認識パターンの相違。
- FVTPL、FVOCI または償却原価で会計処理される裏付資産が混在していること。
- 債却原価またはFVOCIで測定される資産からの損益が当期純利益で実現するが、当該実現期間において、保険契約負債に係るキャッシュフローの対応する増加が生じない場合。

IASBスタッフは、実効利回りアプローチの修正は、実効利回りを測定する複雑性を増加させ、その目的を理解しがたくせるとの見解を示した。

### IASBの議論

あるIASBメンバーは、より理解しやすく、より適切な結果を生むため、実効利回りアプローチのうちの予想予定利回り法が好ましいとコメントした。

### IASBの決定

教育セッションでは意思決定は行われていない。

# 利息費用の表示に関する会計方針の選択

IASBは、会計方針の選択を有配当契約の発行者に認めるか否かについて議論した。

## 変動の影響を当期純利益またはOCIで表示

### 論点

2014年3月、IASBは、無配当契約に係る割引率の変動の影響について、当期純利益に表示またはOCIに表示のいずれかを企業は会計方針として選択することを決定した。<sup>3</sup>

IASBは、有配当契約について、当期純利益またはOCIで表示される金額を決定するための2つのアプローチを提案した。

- 企業が保有する裏付資産の価値に等しい金額から変動額のサービス手数料を控除した金額を保険契約者に支払う義務を生み出す契約(すなわち、直接連動の有配当契約)に対して適用される、当期簿価利回りアプローチ
- その他の有配当契約のすべてに適用される、実効利回りアプローチ

会計方針の選択を有配当契約へ拡大すべきか否かが論点である。

### IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、当期簿価利回りアプローチに適合する契約が、将来において、もはやこのアプローチに適合しない可能性があると指摘した。例えば、発行者が裏付資産の保有をやめた場合である。したがって、IASBスタッフは、当期簿価利回りアプローチに適合した契約について、企業は、当期純利益に表示する利息費用の測定を、以下のいずれかの会計方針として選択すべきであると考えている。

- 当期簿価利回りアプローチ
- 実効利回りアプローチ
- 現在の割引率

また、実効利回りアプローチについては、IASBスタッフは、企業が利息費用を表示するにあたり以下のいずれかを会計方針として選択すべきと考えている。

- すべてを当期純利益に計上する。
- 当期純利益とOCIに計上する。

### IASBの議論

何人かのIASBメンバーは、多すぎる選択肢を提供することに対して警告した。その代わり、当期純利益またはOCIに計上する利息費用の決定に最も妥当な方法を使うことのみが企業に認められるべきであると提案した。

### IASBの決定

教育セッションでは意思決定は行われていない。

3 詳細は、IFRS News letter: Insurance、Issue 38を参照。

# 契約上のサービス・マージンの会計処理

## KPMGの所見

1つのアプローチを強制適用することから生じる費用、複雑性、及び会計上のミスマッチは、会計方針の選択を企業に認めることによる費用を上回るだろう。

しかしながら、保険ポートフォリオの本質と多様性を考えると、財務諸表の作成者は、以下を把握する必要がある。

- これらの選択肢による財務的な影響
- 企業レベルで様々に組み合わされた選択肢を使用することにより生じうる結果
- グループレベルでの選択の一貫性

利用者にとって、あまりに多くの選択肢は、財務諸表を理解しにくいものとする。

# IFRS第9号と保険契約プロジェクトの相互関係

市場関係者は、IASBに、保険会社のため IFRS第9号の適用日を延期し、近く公表される保険契約に関する基準書の適用日と合わせることを要求した。

## IFRS9と保険契約プロジェクトの相互関係

### 論点

2015年1月の会議において、IASBは、保険契約に関する基準書の適用日がIFRS第9号の適用日(2018/1/1)と一致する可能性は、もはやないと指摘した。これに伴い、以下を決定した。

- 公開草案において提案された移行規定を確認する。
- 保険契約に関する基準書が最初に適用された際に、金融資産の管理のための事業モデルの再評価を容認または要求するという更なる移行規定を提供することを検討する。

IASBスタッフは、IASBが過去に次のとおり述べていることに留意した。IFRS第9号の適用日を延期することは、適切でもなければ実行可能でもない。また、全てではないが、いくつかの報告企業にとって、IFRS第9号の延期は混乱を招き、比較可能性を低め、さらに恣意的な“明確な線引き”を要求することになる。

2015年3月の会計基準アドバイザリーフォーラムの会議の場で、EFRAGの代表者はIASBに対し、保険契約を発行する企業に対して、IFRS第9号の適用を延期しないという立場を再検討することを求めた。これに続いて2015年5月のEFRAGによるエンドースメント・アドバイスのドラフトにおいても、保険業についてはIFRS第9号の適用日を延期し、保険契約に関する基準書の適用日と一致させることを、欧州委員会からIASBに対して提案するよう求めている。

### IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、以前の議論では、これらIFRS第9号延期の要請は、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」を報告企業のうち「保険業」部分について継続適用し、その他に対してはIFRS第9号を適用するというアプローチを提案するものであったことを指摘した。しかしながら、これは、報告企業内で金融資産の譲渡の会計処理に関する疑問を生じさせ、金融資産の分類及び測定方法、並びに適用される減損モデルの変更をもたらす可能性がある。

IASBスタッフは、新しい保険契約に関する基準書に先立ってIFRS第9号が適用されることによる潜在的な影響について引き続き観察し、必要に応じてIASBメンバーに対してアップデート情報を提供する予定である。

### IASBの議論

2名のIASBメンバーは、以下が不明確であるため追加の詳細な情報が必要であると強調した。

- 問題の性質と大きさ
- どの種類の契約がこの問題に関連しているのか
- 現行のIFRS4号「保険契約」において可能な選択肢(例えばシャドウ・アカウンティング)を考慮した検討は実施済みか否か

### IASBの決定

教育セッションでは意思決定は行われていない。

# 別表:IASBの再審議の要約

再審議におけるIASBの決定は、有配当契約以外のみを対象としている。有配当契約に特有の論点については現在検討中である。今後、IASBスタッフは無配当契約に関する暫定決定を見直す必要があるか否かを検討する予定である。

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの 変更の有無
コメント募集した論点		
契約上のサービス・マージンのアンロック	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去に損失を認識した後、見積りの有利な変動が生じた場合、当該有利な変動は、過去に認識した損失のうち、将来のカバー及びその他のサービスに関連する損失の振り戻しとなる範囲で、当期純利益を通じて認識する。</li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来のカバー及びその他のサービスに関連するリスク調整の過去及び現在の見積りの差は、契約上のサービス・マージンがゼロを下回ることはないという前提で、契約上のサービス・マージンに加減される。結果として、過去及び現在の期間のカバー及びその他のサービスに関連するリスク調整の変動は、ただちに当期純利益に認識されることになる。</li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>無配当契約について、以下に対して契約開始時点でロック・インされた割引率を使用する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>契約上のサービス・マージンに係る利息計上</li> <li>契約上のサービス・マージンを調整するキャッシュフローの現在価値の変動額の計算</li> </ul> </li> </ul>	無
	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業は、会計方針として、割引率の変動による影響を当期純利益またはOCIに表示することを選択でき、当該会計方針をポートフォリオ内のすべての契約に適用する。</li> </ul>	有
割引率の変動による影響をOCIで表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>適用ガイダンスを追加し、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従い、企業は、契約が含まれるポートフォリオ、保有する資産及び当該資産の会計処理方法を考慮して、類似する契約について一貫した会計方針を選択適用することを明確化する。</li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>割引率の変動による影響の表示に関連する会計方針の変更に対しても、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の要求事項が修正されずに適用される。</li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業が割引率の変動による影響をOCIに表示することを選択した場合、以下を認識する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>当期純利益には、契約が当初認識された時点で適用された割引率を使用して算定された利息費用を認識する。</li> <li>OCIには、報告日時点で適用される割引率を使用して測定された保険契約負債の金額と、保険契約が当初認識された時点で適用された割引率を使用して算定された保険契約負債の金額との差を認識する。</li> </ul> </li> </ul>	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの 変更の有無
割引率の変動による影響をOCIで表示(続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業は以下の情報を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての保険契約ポートフォリオについて、包括利益合計に含まれる利息費用について、少なくとも以下の構成要素に分解した分析の開示 <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の割引率を用いて算定された利息費用</li> <li>当期中の割引率の変動による保険契約負債の測定額への影響</li> <li>当期に契約上のサービス・マージンを調整する、将来キャッシュフローの見積りの変動の現在価値を、保険契約の当初認識時の割引率及び現在の割引率を用いて算定した場合の差</li> </ul> </li> <li>割引率の変動の影響をOCIを用いて表示する選択をした保険契約ポートフォリオについて、包括利益合計に含まれる利息費用について、少なくとも以下の構成要素に分解した分析の開示 <ul style="list-style-type: none"> <li>当期純利益に計上された、保険契約の当初認識時の割引率を用いて算定された利息費用</li> <li>当期におけるOCIの推移変動</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>PAAで会計処理される無配当契約については、企業が割引率の変動による影響をOCIで表示する場合、発生保険金に関する負債の利息費用を決定するために用いられる割引率は、保険金が発生した日におけるロックインされた割引率である。これはPAAにおいて不利な契約に係る負債が計上される場合にも適用され、この場合、ロック・インされた割引率は不利な契約に係る負債が認識された日の割引率となる。</li> </ul>	有
保険契約収益	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料の情報が一般に理解されている収益の概念と一致しない場合には、企業は当該保険料の情報を包括利益計算書に表示してはならない。</li> </ul>	無
	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業は公開草案第56項から第59項、B88項からB91項に記載のとおり、保険契約収益を包括利益計算書に表示する。</li> </ul>	無
	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業は以下の情報を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>保険契約資産または負債の構成要素に関する期首残高と期末残高の調整表</li> <li>当期の保険契約収益と当期に受け取った保険料の調整表</li> <li>当期に認識された保険契約収益を算定する際に用いられたインプット</li> <li>当期に新たに初認識された保険契約が財政状態計算書の金額に与える影響</li> </ul> </li> </ul>	無
	<ul style="list-style-type: none"> <li>PAAで会計処理される契約においては、保険契約収益は時の経過に基づき認識される。ただし、予想されたリスクの解放パターンが時の経過に基づくものと著しく異なる場合には、保険契約収益は保険金及び給付金の発生が予想される時期に基づいて認識される。</li> </ul>	有

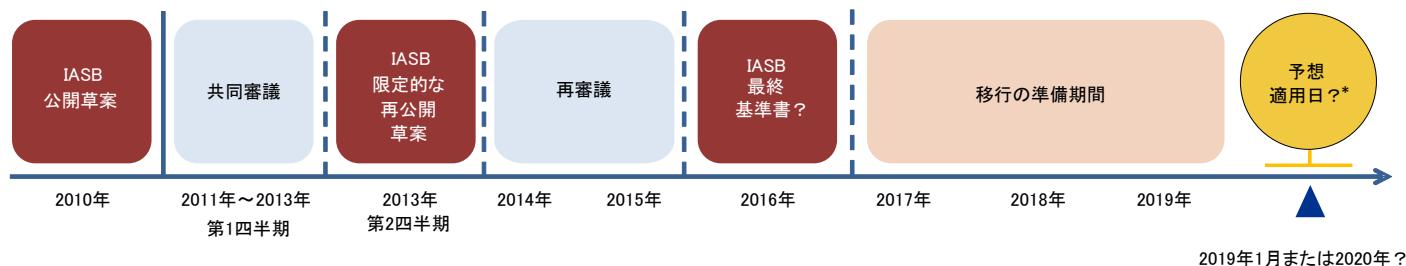
IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの 変更の有無
移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業は、遡及適用が実務上不可能である場合を除き、新しい保険契約に関する基準書をIAS第8号に準拠して遡及的に適用する。</li> </ul>	無
	<ul style="list-style-type: none"> <li>簡素化された遡及アプローチの適用においては、当初認識時のリスク調整を、表示される最も早い期間の期首におけるリスク調整として推定することに代えて、表示される最も早い期間の期首におけるリスク調整にその時点までに予想されるリスク解放を調整して見積もる。予想されたリスクの解放は、表示される最も早い期間に発行された類似の保険契約のリスク解放を参考にして決定する。</li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>簡素化された遡及アプローチの適用が実務上不可能な場合、公正価値アプローチを適用し、以下の事項を決定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>表示される最も早い期間の期首における保険契約の公正価値と履行キャッシュフローとの間の差異としての契約上のサービス・マージン</li> <li>公開草案で提案された簡素化された遡及アプローチを適用し当初認識時の割引率を見積もることによって計算される当期純利益に認識する利息費用の損益と関連するOCI累計額</li> </ul> </li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>簡素化された遡及アプローチや公正価値アプローチに従って測定された契約が存在する各表示期間においては、以下のアプローチを利用して測定された契約と別に、公開草案のC8項で提案された情報を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>簡素化された遡及アプローチ</li> <li>公正価値アプローチ</li> </ul> </li> </ul>	有
その他の論点		
契約上のサービス・マージンの損益への認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約上のサービス・マージンは、保険契約に基づくサービスの移転を最もよく反映する規則的な方法で保険カバー期間にわたって損益へ認識する。</li> </ul>	無
	<ul style="list-style-type: none"> <li>無配当契約の場合、契約上のサービス・マージンが表すサービスとは、以下の保険カバーである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>時の経過に基づき提供される。</li> <li>保有契約数の推移予想を反映する。</li> </ul> </li> </ul>	有
固定料金のサービス契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業は公開草案第7項(e)の要件を満たした固定料金のサービス契約に対して、収益認識に関する会計基準を適用することができる(強制ではない)。</li> </ul>	有
重要な保険リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>発行者が現在価値ベースで損失を被る可能性がある場合にのみ重要な保険リスクが生じることを明確化するため、公開草案のガイダンスが修正される。</li> </ul>	有
ポートフォリオの移転及び企業結合	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポートフォリオの移転または企業結合により取得した契約は、ポートフォリオの移転または企業結合の日に発行されたものとして会計処理することを明確化するため、公開草案の第43-45項が修正される。</li> </ul>	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの 変更の有無
観察可能なデータ がない場合の割引 率の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険契約のキャッシュフローを貨幣の時間価値について調整する割引率は、保険契約のキャッシュフローと同じ特徴を有する商品の観察可能な現在の市場価格と整合する。</li> </ul>	無
	<ul style="list-style-type: none"> <li>割引率の決定にあたり、企業は以下の判断を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>観察可能な取引と測定対象の保険契約の差について調整するために、観察可能なインプットに適切な調整を確実に行う。</li> <li>その状況において利用可能な最善の情報を用いて観察不能なインプットを設定する。利用可能な最善の情報以外の情報についても、市場参加者がそれらのインプットを評価する方法を反映するという目的と整合するようにする。したがって、観察不能なインプットは利用可能な関連する市場データと矛盾するものであってはならない。</li> </ul> </li> </ul>	有
再保険契約から生 じる利得の非対称 な取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>当初認識後において、元受契約の将来キャッシュフローの見積りの変動が即時に損益に認識される場合、当該変動により生じる再保険契約の将来キャッシュフローの見積りの変動は損益に認識しなければならない。</li> </ul>	有
集約のレベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険契約に関する基準書の目的は、個々の保険契約の測定の原則を提供することであるが、その目的を達成できるのであれば、企業は保険契約を集約することができることを明確化する。</li> </ul>	無 <sup>4</sup>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険契約ポートフォリオの定義を修正し、「類似のリスクに対する補償を提供し、単一のプールで一緒に管理される契約」とする。</li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>当初認識時における契約上のサービス・マージンまたは損失を測定する際、企業は不利な契約を利益の出る契約と組み合わせることはないことを説明するガイダンスを追加する。当初認識時において、契約が不利であるか否かを決定するために、企業は事実及び状況を検討する。</li> </ul>	有
	<ul style="list-style-type: none"> <li>当初認識後における契約上のサービス・マージンを測定する際、企業が契約を集約し、それが保険契約に関する基準書の目的に適合する方法についての例を提供する。</li> </ul>	有

<sup>4</sup> スタッフの見解では、この決定は既に公開草案に含まれている原則の明確化を意味する。しかし、公開草案の多くの回答者は異なる集約レベルの適用方法が不明確であるとコメントした。したがって、この明確化により、原則の適用が変更される可能性がある。

# マイルストーンと今後のスケジュール

IASBは保険契約の提案を再検討し、2013年6月に公開草案「保険契約」(ED/2013/7)を公表した。最終基準書は、2015年中の公表は予想されない。



\* 保険契約に関する最終基準書の強制適用日は、同基準書が発行されてから概ね3年経過後となる予定である。IASBスタッフは、基準書の2015年末までの発行は予想していない。強制適用日は、有配当契約のモデルが完成してから検討されるであろう。

KPMGの出版物はプロジェクトの異なる側面を検討しています。

	KPMGの出版物
1	<a href="#">IFRS Newsletter: Insurance (issued after IASB deliberations)</a>
2	<a href="#">New on the Horizon: Insurance contracts (July 2013)</a>
3	<a href="#">Towards the Final Frontier: Business perspectives on the insurance accounting proposals (January 2014)</a>
4	<a href="#">Evolving Insurance Regulation: The journey begins (March 2015)</a>

保険契約プロジェクトに関する詳細な情報(IASBの保険の提案に関するKPMGの出版物を含む)は、[KPMGのウェブサイト](#)をご参照ください。また、本ニュースレターではFASBの保険契約プロジェクトの動向について取りあげていませんが、ウェブサイトでは2014年2月以降のFASBの保険契約に関する情報も掲載されています。2014年2月以降のFASBの保険契約プロジェクトに関する詳細な情報は、[Issues&Trends in Insurance](#)をご参照ください。

[IASBのウェブサイト](#)及びFASBのウェブサイトには、ボード会議の概要、会議配布資料、プロジェクトの要旨、ステータス・アップデートが掲載されています。

## 編集・発行

有限責任 あづさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

ファイナンシャルサービス本部

[azsa-ifrs@jp.kpmg.com](mailto:azsa-ifrs@jp.kpmg.com)

このニュースレターは、KPMG KFRG Limitedが2015年5月に発行した「IFRS-Insurance Newsletter」を翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

[www.kpmg.com/jp/ifrs/](http://www.kpmg.com/jp/ifrs/)

IFRS 保険 ニューズレター (IFRS-Insurance Newsletter) は、KPMGが提供する、保険契約プロジェクトに関する最新情報です。

このニュースレターにおいて解説された内容に関し、追加的な情報を求めの方は、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡下さい。